

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 行動計画 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

2 内容

目標1 年次有給休暇の取得日数を一人あたり平均年間7日以上とする

<対策>

- ・年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- ・管理職が率先して有給を取得するよう会議等で啓発
- ・社内広報誌等で半日有給、時間有給の取得促進

目標2 育児、介護休業中の職員に対する情報提供を行い、復帰しやすい職場環境を整備する。

<対策>

- ・休業を取得する職員の相談窓口の設置。
- ・休業者へ広報誌を郵送して情報提供を行っていく。
- ・就業規則に定めてある育児・介護休業等について復職する職員へ周知することにより休暇取得を促す。